

## 3 質問検査と無通知調査について

実際に「調査」が始まるとなると、受ける側は身を硬くして身構えることになるようです。

しかし、そんな「調査」というものの正体はいったい何なのか、を考えてみましょう。

税務調査とは、税務当局（税務署や地方自治体）が、納税者の申告が正しいかどうかをチェックする行為です。

この調査を、その目的に応じて見ていくと下記の三つに区分されます。

### 【調査の種類】

- ① 課税処分（更正、決定等）を行うためになされる調査
- ② 滞納処分のためになされる調査
- ③ 脱税事件（犯則事件）処理のためになされる調査

- ① は通常行われる任意調査
- ② は滞納になったことから納付のために行われる調査。
- ③ 「マルサ」でおなじみになった強制調査による調査

### （1）質問検査権

#### ① 質問検査権とは

税務調査は、その内容に応じて「強制調査」であるとか「任意調査」であるとかいわれたりします。

「強制調査」とは、国税犯則取締法という法律に基づき調査を行うものでこれについては、映画「マルサの女」でも知られるところとなりました。

しかし、一般的に実施される調査は、質問検査権による「任意調査」です。

この質問検査権ですが、これはその字句のとおり、質問することにより検査を行うことができるものです。ですから、相手の抵抗を直接実力で排除して調査を強行できる、というものではありません。ですが、この質問検査権による「任意調査」の場合でも、調査の相手方は調査の受忍義務の制約を受けることになります。

各税法に規定されている質問検査件は、納税者が正しく申告しているかどうか

かを確認するため、つまり適正な課税を実現するという行政目的のため設けられている。そこで納税者は必要がある場合には、帳票類を開示し、申告内容が正しいことについて、十分説明しなければならない立場にあると解され納税義務は元来このような責任を包含するものと考えられる。

しかし、現実の税務調査の中には納税者が主張する申告にかかわる正当性に耳を傾けず、ただ重箱の隅を突つつくような調査を行なう調査担当者が散見される。つまり、いくらかでも税金を取って更正率を上げることが、よい調査担当者と考えている者がいます。

したがって、我々税理士としては納税者の代理人としていかなる調査立会を行うべきか今一度検討する必要があります。

また3～5年に1度は税務調査が実施されるものと見なければなりません。

## ② 税理士が留意する調査の対応

日頃からの正確な記帳さえ行えば、税務調査に対し、毅然とした態度で立会を行える。

特に次の対応には十分注意してください。

- ① 税務調査の調査日数
- ② 現物確認調査
- ③ 帳簿の貸与
- ④ 領収書のコピー
- ⑤ 「おたずね」の対応
- ⑥ 反面調査
- ⑦ 個人通帳の調査
- ⑧ その他

## ※ 参考資料

質問検査件は本来相手方である受忍義務者の承諾の下に行われることが望ましいことであって、本来強制力を用うべき性質のものではない

(43. 5. 24 東京高裁)

## (2) 無通知調査

税務調査の事前通知は増えていますが、まだ、事前通知なしに突如として調

査官が訪れ、犯罪者と同様の捜索を行なう無通知調査が、今なお跡が絶たちません。

事業は精神の安定があってはじめて行える職業であり、もし調査のため仕事が妨げられ、仕事に支障をきたすとすれば大変なことです

したがって、原則としては税務当局にその旨を十分に説明し、こちらから都合の良い日を設定し調査の日時・場所をきめるべきです。

なぜなら、無通知調査を行なう場合には、13年事務運営指針において下記のごとく国税当局で定められていますが、現実の調査ではこの事務運営指針を知らないで無通知調査が行なわれているケースがあるからです。

## ※ 参 考

### 税務調査の際の事前通知について（事務運営指針）

**1** 税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査日時をあらかじめ通知（事前通知）する。

ただし、事前通知を行うことが適当でないと認められる次のような場合については、事前通知を行わない

①業種・業態・資料情報及び過去の調査状況等からみて、帳簿書類等による申告内容等の適否の確認が困難であると想定されるため、事前通知を行わない調査（無予告調査）により在りのままの事業実態等を確認しなければ、申告内容等に係る事実の把握が困難であると想定される場合

②事前通知することにより、調査に対する忌避・妨害、あるいは帳簿書類の破棄・隠ぺい等が予測される場合

**2** なお、事前通知を行うかどうかは、個々の事案に即して、無予告調査の必要性を十分に検討して決定し、税務調査の指令の際に指示するとともに、その事績を記録する。